

技術・社会貢献評価数値に関する要件等について

建設工事入札参加者に係る資格格付要領第4条第3項に規定する技術・社会貢献評価数値に関して必要な事項については、以下に定めるとおりとする。

なお、各項目に係る用語・期間については、次のとおりとする。

(1) 建設工事入札参加資格審査等申請時

建設工事入札参加資格審査申請時（基準受付、追加受付若しくは随時受付）又は建設工事入札参加資格者名簿の中間年の更新申請時をいう。

(2) 提出書類

必要又は不要の別は、建設工事入札参加資格審査等申請時における提出書類の要否をいう（※「要件」で書類の提出を求めている項目については、別途、要件に定める提出先への書類の提出を必要とする。）。

(3) 加点期間

項目又は要件ごとに1年間から3年間の加点期間を定めており、申請の時点に応じて、中間年又は名簿の終期までの間、加点する。

なお、実績が確認できた場合は、原則として、要件に該当した年度の翌年度から加点となる（例：令和5年4月1日から令和6年3月31日までに「9 社会貢献活動等（5）県の関係事業に対する支援」の要件に該当した場合、令和6年10月1日から令和8年9月30日まで、加点となる。）。

加算期間

■加算期間が1年間の項目	
<p>【基準受付の際に要件に該当することが確認できた場合】 名簿の始期から中間年までの間、加算となる。</p>	
<p>【中間年の更新申請の際に要件に該当することが確認できた場合】 中間年から名簿の終期までの間、加算となる。</p>	
<p>【名簿の始期から中間年までの追加受付の際に要件に該当することが確認できた場合】 名簿に登録された時点から中間年までの間、加算となる。</p>	
<p>【中間年から名簿の終期までの追加受付の際に要件に該当することが確認できた場合】 名簿に登録された時点から名簿の終期までの間、加算となる。</p>	
■加算期間が2年間の項目	
<p>【基準受付の際に要件に該当することが確認できた場合】 名簿の始期から終期までの間、加算となる。</p>	
<p>【中間年の更新申請の際に要件に該当することが確認できた場合】 中間年から名簿の終期までの間、加算となり、次の基準受付の際にも、要件に該当することが確認できた場合、次の名簿の始期から中間年までの間、加算となる。</p>	
<p>【名簿の始期から中間年までの追加受付の際に要件に該当することが確認できた場合】 名簿に登録された時点から名簿の終期までの間、加算となる。</p>	
<p>【中間年から名簿の終期までの追加受付の際に要件に該当することが確認できた場合】 名簿に登録された時点から名簿の終期までの間、加算となり、次の基準受付の際にも、要件に該当することが確認できた場合、次の名簿の始期から中間年までの間、加算となる。</p>	

【技術評価数値】	頁
1 ISO9001認証取得	4
2 CPDS、CPD（継続学習制度）単位取得者在籍	4
3 建設キャリアアップシステム（CCUS）への事業者登録	5
4 さわやかな県土づくり賞受賞	5
5 人間サイズのまちづくり賞受賞	6
6 兵庫県優秀施工者賞受賞	6
7 兵庫県若手優秀施工者賞受賞	6
8 ひょうごの土木技術活用システム等登録	6
9 技術提案	7
10 建設労働災害防止活動	
(1) 講習会等に参加	7
(2) 安全指導者の在籍	7
(3) 新規安全指導者の在籍	8
11 工事成績	8
【社会貢献評価数値】	
1 障害者雇用	9
2 ユニバーサル社会づくりへの参画	10
3 ISO14001又はエコアクション21認証取得	11
4 建設雇用改善優良事業所兵庫県知事表彰	11
5 県内新規中小企業者	12
6 女性活躍促進の取組	12
7 子育て応援協定締結	12
8 社会貢献活動等	
(1) 県と災害応急対策業務に関する協定等締結	13
(2) 協定等に基づく要請による出動	13
(3) 地域づくりのために資する重要な活動	14
(4) 県が管理する道路、河川等の公共施設への愛護活動	14
(5) 県の関係事業に対する支援	15
(6) 就業体験事業等への協力	15
(7) 若年技術者の新規採用	16
(8) 地域安全まちづくり活動	16
(9) 刑務所出所者等の雇用	17
(10) 建設業暴力追放活動	17
【資格制限・指名停止数値】	
1 資格制限	18
2 指名停止	18

【技術評価数値】

1 ISO9001認証取得	
加点期間	1年間
点数	16点
要件	建設工事入札参加資格審査等申請時に、登載を希望する本店及び支店等営業所の全て（以下「全ての営業所等」という。）が、JISQ9001（ISO9001）を公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互承認している認証機関に認定されている審査登録機関から認証されていること。
提出書類	必要
確認方法	全ての営業所等が記載された、要件に定める認証機関から交付された認証又は登録証の写し（附属書等を含む。）を県に提出する。
関係する連絡先	—

2 CPDS、CPD（継続学習制度）単位取得者在籍															
加点期間	1年間														
点数	6点（※要件に該当する工事の種類ごとに加点）														
要件	<p>【一般土木工事の入札に参加を希望する者】 建設工事入札参加資格審査等申請時に、建設工事入札参加資格審査申請要領に定める期間（5年間）内に一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における学習履歴を20ユニット以上取得している職員を在籍させていること。</p> <p>【造園工事の入札に参加を希望する者】 建設工事入札参加資格審査等申請時に、建設工事入札参加資格審査申請要領に定める期間（5年間）内に造園CPD協議会（事務局：公益社団法人日本造園学会）の造園CPD（継続教育）制度における学習履歴を50単位以上取得している職員を在籍させていること。</p> <p>【建築一式工事の入札に参加を希望する者】 建設工事入札参加資格審査等申請時に、建設工事入札参加資格審査申請要領に定める期間（5年間）内に建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）の建築CPD（継続教育/職能開発）情報提供制度における学習履歴（同運営会議に属する団体の学習履歴を含む。）を50認定時間以上（建築士、建築施工管理技士分）取得している職員（建築士、建築施工管理技士）を在籍させていること。</p> <p>【電気工事の入札に参加を希望する者】 建設工事入札参加資格審査等申請時に、建設工事入札参加資格審査申請要領に定める期間（5年間）内に次のいずれかの団体のCPD情報提供制度における学習履歴を単位以上取得している職員を在籍させていること。</p> <table border="1" data-bbox="239 1742 1342 2067"> <thead> <tr> <th>団 体</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本建築士会連合会</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本建築家協会</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人建設業振興基金</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人建築設備技術者協会</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人空気調和・衛生工学会</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	団 体	単位	建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）	12	公益社団法人日本建築士会連合会	12	公益社団法人日本建築家協会	12	一般財団法人建設業振興基金	12	一般社団法人建築設備技術者協会	35	公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
団 体	単位														
建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）	12														
公益社団法人日本建築士会連合会	12														
公益社団法人日本建築家協会	12														
一般財団法人建設業振興基金	12														
一般社団法人建築設備技術者協会	35														
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50														

【管工事の入札に参加を希望する者】

建設工事入札参加資格審査等申請時に、建設工事入札参加資格審査申請要領に定める期間（5年間）内に次のいずれかの団体のCPD情報提供制度における学習履歴を単位以上取得している職員を在籍させていること。

団 体	単 位
建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）	1 2
公益社団法人日本建築士会連合会	1 2
公益社団法人日本建築家協会	1 2
一般財団法人建設業振興基金	1 2
一般社団法人建築設備技術者協会	3 5
公益社団法人空気調和・衛生工学会	5 0

提出書類 必要

確認方法

申請日現在、希望する工種に対応する要件に該当する職員を在籍させている場合は、建設工事入札参加資格審査申請要領に定める期間内に単位等を取得した者が確認できる各要件に定める団体が発行するCPDS又はCPDの単位取得の証明書（写し可）を県に提出する。

関係する連絡先 ー

3 建設キャリアアップシステム（CCUS）への事業者登録

加点期間 1年間

点 数 6点

要 件

建設キャリアアップシステム（CCUS）に事業者登録済みであること。

提出書類 必要

確認方法

申請日現在、申請者が建設キャリアアップシステム（CCUS）（以下「CCUS」という。）に事業者登録を済ませている場合は、次に定める書類全てを県に提出する。

ア CCUSホームページへのログイン後の「事業者情報」が書かれた画面の写し

イ CCUSホームページへのログイン後の事業者メニューで表示される「管理者ID利用料明細」が書かれた画面の写し

関係する連絡先 土木部契約管理課（TEL078-362-4241）

4 さわやかな県土づくり賞受賞

加点期間 2年間

点 数 16点

要 件

兵庫県のさわやかな県土づくり賞を受賞したこと。

提出書類 不要

確認方法

県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。

関係する連絡先 ー

5 人間サイズのまちづくり賞受賞	
加点期間	2年間
点 数	8点
要 件	兵庫県の人間サイズのまちづくり賞を受賞したこと。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

6 兵庫県優秀施工者賞受賞	
加点期間	2年間
点 数	4点
要 件	被雇用者が兵庫県優秀施工者賞を受賞したこと。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

7 兵庫県若手優秀施工者賞受賞	
加点期間	2年間
点 数	2点
要 件	被雇用者が兵庫県若手優秀施工者賞を受賞したこと。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

8 ひょうごの土木技術活用システム等登録	
加点期間	1年間
点 数	6点
要 件	兵庫県内に主たる営業所を有する業者であって、次のいずれかに該当すること。 ア 自社が開発会社である新技術が、ひょうごの土木技術活用システムに登録されている場合 イ 自社が開発会社である新技術が、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている場合
提出書類	不要（ただし、要件のイに該当し、加点を希望する場合は必要）
確認方法	要件のアに該当する場合は、県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。 要件のイに該当する場合は、申請日現在、自社が開発会社である新技術が、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されていることを確認できる書類を県に提出する。
関係する連絡先	—

9 技術提案	
加点期間	2年間
点数	48～8点
要件	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 県が発注する建設工事の入札参加申込時において技術提案（総合評価落札方式における技術提案（施工計画に係る提案は除く。）に限る。）又はVE提案（入札時VE）を行い、提案内容が技術提案を審査する機関から適正と認められ当該提案をもって入札した場合</p> <p>イ アに該当し、落札者となった場合</p> <p>ウ 県と契約した建設工事の施工時においてVE提案（契約時VE）を行い、提案内容が技術提案を審査する機関から一定の水準に達していると認められた場合</p> <p>エ ウに該当し、当該提案が採用された場合</p> <p>なお、点数は、上記の要件に該当するごとに8点加点する（上限は48点とする。）。</p>
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

10 建設労働災害防止活動（1）講習会等に参加	
加点期間	2年間
点数	6点
要件	<p>建設業労働災害防止協会兵庫県支部が実施する講習会、研修会、安全大会等又は他の団体が実施するこれらと同等と認められる講習会等に参加して労働災害の防止に取り組んだこと。</p>
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

10 建設労働災害防止活動（2）安全指導者の在籍	
加点期間	2年間
点数	6点
要件	<p>建設業労働災害防止協会から委嘱を受けた安全指導者として、県内業者を対象とした現場指導に取り組んだ者を在籍させていること。</p>
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

10 建設労働災害防止活動 (3) 新規安全指導者の在籍

加点期間	2年間
点 数	4点
要 件	建設業労働災害防止協会から新たに安全指導者として委嘱を受けた者を在籍させていること。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

11 工事成績

加点期間	1年間																
点 数	120～-40点（※要件に該当する工事の種類ごとに加点）																
要 件	<p>①一般土木工事、②アスファルト舗装工事、③造園工事、④建築一式工事、⑤電気工事及び⑥管工事のいずれかの工種の入札に参加を希望する者が、名簿更新日の属する年度の直前8年度間に当該工種の県発注工事を完成して工事成績評定点を有すること。</p> <p>なお、点数は、その者の入札参加を希望する工種の平均工事成績点に応じて次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="240 1005 804 1350"> <thead> <tr> <th>平均工事成績点</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85点以上</td> <td>120点</td> </tr> <tr> <td>80点から84点まで</td> <td>90点</td> </tr> <tr> <td>75点から79点まで</td> <td>60点</td> </tr> <tr> <td>70点から74点まで</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>65点から69点まで</td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>60点から64点まで</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td>59点以下</td> <td>-40点</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 平均工事成績点の算定 各工種の入札に参加を希望する者の平均工事成績点は、その者が名簿更新日の属する年度の直前8年度間に完成した当該工種の県発注建設工事の工事成績評定点の平均点（小数点以下切捨て）とする。 共同企業体の構成員としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の工事成績評定点も含めて平均工事成績点を算定する。</p>	平均工事成績点	点 数	85点以上	120点	80点から84点まで	90点	75点から79点まで	60点	70点から74点まで	30点	65点から69点まで	0点	60点から64点まで	-20点	59点以下	-40点
平均工事成績点	点 数																
85点以上	120点																
80点から84点まで	90点																
75点から79点まで	60点																
70点から74点まで	30点																
65点から69点まで	0点																
60点から64点まで	-20点																
59点以下	-40点																
提出書類	不要																
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。																
関係する連絡先	—																

【社会貢献評価数値】

1 障害者雇用																	
加点期間	1年間																
点数	40～8点																
要件	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定により身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「対象障害者」という。）の雇用に関する状況の厚生労働大臣への報告義務を有する者が、建設工事入札参加資格審査申請要領に定める時点において、対象障害者である労働者（以下「障害者」という。）を雇用し、又は報告義務を有しない者が、建設工事入札参加資格審査等申請時に、障害者を雇用していること。</p> <p>なお、点数は、障害者の雇用状況に応じて次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>報告義務</th> <th>障害者の雇用状況</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">あり</td> <td>法定雇用障害者数以上</td> <td>40点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用障害者数の3分の2（1人未満切捨て。以下同じ。）以上</td> <td>24点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用障害者数の3分の1以上3分の2未満</td> <td>16点</td> </tr> <tr> <td>法定雇用障害者数の3分の1未満</td> <td>8点</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>1人以上</td> <td>20点</td> </tr> </tbody> </table>		報告義務	障害者の雇用状況	点数	あり	法定雇用障害者数以上	40点	法定雇用障害者数の3分の2（1人未満切捨て。以下同じ。）以上	24点	法定雇用障害者数の3分の1以上3分の2未満	16点	法定雇用障害者数の3分の1未満	8点	なし	1人以上	20点
報告義務	障害者の雇用状況	点数															
あり	法定雇用障害者数以上	40点															
	法定雇用障害者数の3分の2（1人未満切捨て。以下同じ。）以上	24点															
	法定雇用障害者数の3分の1以上3分の2未満	16点															
	法定雇用障害者数の3分の1未満	8点															
なし	1人以上	20点															
	<p>注）「法定雇用障害者数」は、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に定めるところによる。</p>																
提出書類	必要（ただし、報告義務を有しない者が加点を希望する場合は不要）																
確認方法	公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書（様式第6号）の写しを県に提出する。																
関係する連絡先	—																

2 ユニバーサル社会づくりへの参画

加点期間	1年間
点数	8点
要件	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア ひょうご障害者ハート購入企業として認定を受けたこと。</p> <p>イ 重度肢体不自由者等^{注1}を労働者として雇用している建設業者で、次の(ア)～(ウ)までのすべてを満たすこと。</p> <p>(ア) 前年度中に重度肢体不自由者等を週所定労働時間10時間以上の労働者として雇用していること。</p> <p>(イ) (ア)の雇用状況を以下の通り申告し、受理されていること。</p> <p>(1) 申告先：兵庫県産業労働部労政福祉課</p> <p>(2) 申告様式：重度肢体不自由者等雇用状況申告書【様式12】</p> <p>(3) 申告時に必要な添付書類（①②③すべて必要）</p> <p>①雇用していることを証明する書類</p> <p>②補装具（重度障害者用意思伝達装置）が必要な状態であることを確認できる書類^{注2}</p> <p>③補装具（重度障害者用意思伝達装置）の使用を証明する書類^{注3}</p> <p>※機器の使用始期が申告年度の前年度以前であること。</p> <p>(ウ) (イ)の申告時点において、(ア)に該当する者を継続雇用していること。</p> <p>なお、ア・イ両方の要件に該当する場合であっても、重複加点は行わない。</p> <p>注1) 「重度肢体不自由者等」は、「原則として、重度の両上肢下肢又は体幹の機能障害と音声・言語機能障害を併せもつ1級の障害者（ただし、注3の「市町が発行する補装具費支給券の写し」を提出できる場合はこの限りでない。）」及び「難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者」であって、補装具（重度障害者用意思伝達装置）によらなければ意思の伝達が困難な者のことをいう。</p> <p>注2) 補装具（重度障害者用意思伝達装置）が必要な状態であることを確認できる書類</p> <p>(1) 障害者の場合：身体障害者手帳の写し（原則として、両上肢下肢又は体幹の機能障害と音声・言語機能障害を併せもつ1級の障害者であることが確認できるものに限る。ただし、注3の「市町が発行する補装具費支給券の写し」を提出できる場合はこの限りでない。）</p> <p>(2) 難病患者の場合：特定医療費（特定難病）受給者証の写し（神経・筋疾患に限る。）</p> <p>※音声・言語機能障害の有無が受給者証で不明の場合は別に診断書を添付</p> <p>注3) 補装具（重度障害者用意思伝達装置）の使用を証明する書類</p> <p>(例) 市町が発行する補装具費支給券の写し、購入機器の領収書の写し、補装具使用の記載のある身体障害者手帳の写し、その他補装具の使用が分かるもの</p>
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	<p>ア 福祉部ユニバーサル推進課 (TEL078-362-3261)</p> <p>イ 産業労働部労政福祉課 (TEL078-362-9183)</p>

3 ISO14001又はエコアクション21認証取得	
加点期間	1年間
点数	16点
要件	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア ISO14001認証取得 建設工事入札参加資格審査等申請時に、全ての営業所等が、JISQ14001（ISO14001）をJAB又はJABと相互承認している認証機関に認定されている審査登録機関から認証されている場合</p> <p>イ エコアクション21認証取得 建設工事入札参加資格審査等申請時に、全ての営業所等が、エコアクション21を一般財団法人持続性推進機構から認証されている場合</p> <p>なお、複数の要件に該当する場合であっても、重複加点は行わない。</p>
提出書類	必要
確認方法	全ての営業所等が記載された、要件に定める認証機関から交付された認証又は登録証の写し（附属書等を含む。）を県に提出する。
関係する連絡先	—

4 建設雇用改善優良事業所兵庫県知事表彰	
加点期間	2年間
点数	8点
要件	建設雇用改善優良事業所兵庫県知事表彰を受けたこと。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

5 県内新規中小企業者	
加点期間	1年間
点数	4点
要件	<p>兵庫県内に主たる営業所を有する中小企業者であって、建設工事入札参加資格審査申請又は中間年における建設工事入札参加資格者名簿更新申請に係る名簿更新日時時点で、①事業を開始した日以後の期間が10年未満の個人又は②設立の日以後の期間が10年未満の会社（みなし大企業を除く。）であること。</p> <p>注1)「中小企業者」は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に定めるところによる。</p> <p>注2)「みなし大企業」は、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者</p> <p>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者</p>
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

6 女性活躍促進の取組	
加点期間	2～1年間
点数	8点
要件	<p>次のいずれかに該当することとし、加点期間について、アに該当する場合にあっては1年間、イに該当する場合にあっては2年間とする。</p> <p>ア 兵庫県の男女共同参画社会づくり条例（平成14年条例第11号）第13条の規定に基づき、県と男女共同参画社会形成に係る協定を締結していること。</p> <p>イ ひょうご女性活躍推進企業（ひょうごミモザ企業）の認定を受けていること。</p> <p>なお、両方の要件に該当する場合であっても、重複加点は行わない。</p>
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	県民生活部男女青少年課（TEL078-362-3385）

7 子育て応援協定締結	
加点期間	1年間
点数	8点
要件	<p>兵庫県子育て応援協定要綱に基づく子育て応援協定で家庭に配慮した取組を行うことについて県と協定を締結していること。</p>
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	県民生活部男女青少年課（TEL078-362-3385）

8 社会貢献活動等 (1) 県と災害応急対策業務に関する協定等締結

加点期間	2年間														
点数	22～12点														
要件	<p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 災害発生時に、県から支援要請できる次の協定締結等をした場合</p> <p>(ア) 災害時における応急対策業務に関する協定締結</p> <p>(イ) 災害対策等緊急連絡網への登録</p> <p>イ 緊急小規模工事請負契約を締結した場合</p> <p>ウ 県が管理する道路又は兵庫県立但馬飛行場における除雪業務又は凍結防止剤散布業務の委託契約を締結した場合</p> <p>エ 被災建築物応急危険度判定士の在籍</p> <p>なお、点数は、格付に使用する経営事項審査結果の建設機械保有台数に応じて次表のとおりとし、複数の要件に該当する場合であっても、重複加点は行わない。</p> <table border="1" data-bbox="240 696 798 1025"> <thead> <tr> <th>建設機械保有台数</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5台以上</td> <td>22点</td> </tr> <tr> <td>4台</td> <td>20点</td> </tr> <tr> <td>3台</td> <td>18点</td> </tr> <tr> <td>2台</td> <td>16点</td> </tr> <tr> <td>1台</td> <td>14点</td> </tr> <tr> <td>0台</td> <td>(基準点) 12点</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) 格付に使用する経営事項審査結果とは、次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準受付時及び追加受付時は、建設工事入札参加資格審査申請時に提出した有効な直近の経営事項審査結果 ・ 中間年における建設工事入札参加資格者名簿更新時は、更新年度の前年度の3月31日現在で有効な直近の経営事項審査結果 	建設機械保有台数	点数	5台以上	22点	4台	20点	3台	18点	2台	16点	1台	14点	0台	(基準点) 12点
建設機械保有台数	点数														
5台以上	22点														
4台	20点														
3台	18点														
2台	16点														
1台	14点														
0台	(基準点) 12点														
提出書類	不要(ただし、要件のエのみに該当し、加点を希望する場合は必要)														
確認方法	<p>要件のアからウまでに該当する場合は、県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。</p> <p>要件のエに該当する場合は、申請日現在、兵庫県被災建築物応急危険度判定士として登録し在籍している者の、兵庫県被災建築物応急危険度判定士登録証の写し及び当該登録者と申請者との雇用関係を確認できる書類(健康保険被保険者証の写し等)を県に提出する。</p>														
関係する連絡先	—														

8 社会貢献活動等 (2) 協定等に基づく要請による出動

加点期間	2年間
点数	16点
要件	災害発生時に、8(1)に基づく要請を受けて出動したこと。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

8 社会貢献活動等 (3) 地域づくりのために資する重要な活動	
加点期間	2年間
点数	8点
要件	<p>県の条例、県との協定等に基づいた「県が関係する地域づくり活動」への主体的な参加又はその推進に係る県との協働を行った場合であって、建設工事入札参加資格者名簿の作成又は更新時に、評価の対象とすべきものとして各県民局（県民センター）土木事務所又は港管理事務所から契約管理課へ報告があったこと。</p>
提出書類	不要
確認方法	<p>県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。</p>
関係する連絡先	—

8 社会貢献活動等 (4) 県が管理する道路、河川等の公共施設への愛護活動	
加点期間	2年間
点数	6点
要件	<p>県が管理する道路、河川等の公共施設において、清掃・美化、除草、草刈り、植樹（低木）管理、植栽等の快適な生活環境を創出する活動について、各県民局（県民センター）土木事務所又は港管理事務所に対し事前に愛護活動計画書【様式1】を提出した上で活動後1週間以内に愛護活動報告書【様式2】により結果を報告したもので、年間の延べ活動時間（「活動時間×活動人数」の年間合計）が60時間以上あったことが確認でき、建設工事入札参加資格者名簿の作成又は更新時に、評価の対象とすべきものとして各県民局（県民センター）土木事務所又は港管理事務所から契約管理課へ報告があったこと。</p>
提出書類	不要
確認方法	<p>県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。</p>
関係する連絡先	—

8 社会貢献活動等 (5) 県の関係事業に対する支援	
加点期間	2年間
点数	6点
要件	<p>県又は県の関係事業（県が実施する事業、県との協定に基づいて関係団体が実施する事業及び県が関係団体に委託した事業）に対して、10万円以上の寄附（土地・建物、物資の提供等で金銭換算できるものを含み、無償貸与を除く。）を行ったこと。</p> <p>なお、複数の団体への寄附が確認された場合であっても、重複加点は行わない。</p> <p>(参考) 評価の対象とする「県の関係事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県が実施する事業（ふるさとひょうご寄附金） ② 県との協定に基づいて関係団体が実施する事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) ひょうごボランティア基金への寄附 (注：令和5年3月10日以降の寄附は対象外。) (2) 県要請研究への寄附 ③ 県が関係団体に委託した事業（ひょうご子ども・若者応援団への寄附等）
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ① 財務部財政課 (Tel078-362-9061) ② (1) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会ひょうごボランティアプラザ総務調整部 (Tel078-360-8845) ② (2) 公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構管理部 (Tel078-262-5585) ③ 公益財団法人兵庫県青少年本部総務調整部 (Tel078-891-7410)

8 社会貢献活動等 (6) 就業体験事業等への協力	
加点期間	2～1年間
点数	8点
要件	<p>次のいずれかに該当することとし、加点期間について、アからウまでに該当する場合にあっては2年間、エに該当する場合にあっては1年間とする。</p> <p>ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第6章に定める県内の工業系又は農業系の学科のある高等学校、同法第10章に定める県内の工業高等専門学校で実施された高校生就業体験事業で生徒を受け入れた場合</p> <p>イ 学校教育法第11章に定める県内の専修学校、同法第12章に定める県内各種学校における建設業及び建設関連のコースで実施されたインターンシップ（開設時間48時間以上）で生徒を受け入れた場合</p> <p>ウ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づいて設置された県立職業能力開発施設で実施された公共職業訓練インターンシップ事業で訓練生を受け入れた場合</p> <p>エ アからウまでのいずれかの就業体験事業等で生徒等を受け入れた者を下請負人とし、又はこれに該当した者を下請負人とした工事請負契約を締結し、その実績を証明した関係書類（就業体験事業等実施報告書等【様式3】）を土木部契約管理課に提出した場合。ただし、下請業者が就業体験事業等で生徒を受け入れた期間が、当該下請契約の期間内である場合に限る。</p> <p>なお、複数の要件に該当する場合であっても、重複加点は行わない。</p>
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	エ 土木部契約管理課 (Tel078-362-9249)

8 社会貢献活動等 (7) 若年技術者の新規採用							
加点期間	1年間						
点数	30～4点						
要件	<p>次のアからエまでのすべてを満たすこと。</p> <p>ア 県内に主たる営業所を置く建設業者であること。</p> <p>イ 採用日（原則、雇用保険資格取得日）において満29歳以下の建設技術職（技術者・技能労働者。事務以外の建設工事の施工に係る職種で、資格の有無を問わない。）を雇用期間の定めのない正社員として採用したこと。</p> <p>ウ 土木部契約管理課建設業班が行う若年者採用状況申告書【様式6】の受付において、前年度等の雇用状況（申告書に健康保険、雇用保険等の証明書類を添付）を申告すること。</p> <p>エ ウの申告時点において、イに該当する者を継続雇用していること。</p> <p>なお、点数は、採用人数（上限5人）に応じて次表のとおりとする。</p>						
	男性 女性	0人	1人	2人	3人	4人	5人
	0人	4点	8点	12点	16点	20点	
	1人	6点	10点	14点	18点	22点	
	2人	12点	16点	20点	24点		
	3人	18点	22点	26点			
	4人	24点	28点				
	5人	30点					
提出書類	不要						
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。						
関係する連絡先	土木部契約管理課 (Tel078-362-9249)						

8 社会貢献活動等 (8) 地域安全まちづくり活動	
加点期間	2年間
点数	6点
要件	ひょうご地域安全まちづくり推進協議会の会員団体が実施する地域安全まちづくり活動に参加して安全で快適な暮らしを実現するための活動に取り組んだこと。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	県民生活部くらし安全課 (Tel078-362-3173)

8 社会貢献活動等 (9) 刑務所出所者等の雇用	
加点期間	2～1年間
点数	16点
要件	<p>次のいずれかに該当することとし、加点期間について、アに該当する場合にあっては2年間、イに該当する場合にあっては1年間とする。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する者を3か月以上雇用した場合</p> <p>(ア) 刑事施設を出所又は少年院を出院した者（ただし、出所又は出院した日から2年以内の者に限る。以下「刑務所出所者等」という。）</p> <p>(イ) 更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に定める保護観察対象者、同法第85条に定める更生緊急保護の対象者又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第1項に定める保護観察に付された者（これらの対象でなくなった日から1年を経過しない者を含む。以下「保護観察対象者等」という。）</p> <p>イ アに該当する者を下請負人とした工事請負契約（30万円以上）を締結し、又はこれに該当した者を下請負人とした場合</p>
提出書類	必要
確認方法	<p>次のいずれかの方法により確認する。</p> <p>1 ア(ア)に該当する場合</p> <p>(1) 矯正就労支援情報センター（以下「コレワーク」という。）を利用して、刑務所出所者等を3か月以上雇用し、その実績を所管の矯正管区長が証明した矯正就労支援情報センター（コレワーク）を通じた刑務所出所者等の就職内定に関する証明書【様式7】及び誓約書【様式8】を県に提出する。</p> <p>(2) 刑務所出所者等を3か月以上雇用し、「在所（院）証明書」により、その事実を確認した旨の誓約書【様式8】を県に提出する。</p> <p>2 ア(イ)に該当する場合</p> <p>保護観察対象者等を3か月以上雇用し、法務省神戸保護観察所長がその実績を証明した保護観察対象者等雇用に関する証明書【様式9】を県に提出する。</p> <p>3 イに該当する場合</p> <p>(1) ア(ア)に該当する者等を下請負人とした場合</p> <p>施工体系図及び誓約書【様式10】を県に提出する。ただし、1(1)により実績が確認された者等を下請負人とした場合にあっては、コレワークを利用して、刑務所出所者等を3か月以上雇用し、その実績を所管の矯正管区長が証明した矯正就労支援情報センター（コレワーク）を通じた刑務所出所者等の就職内定に関する証明書【様式7】の写し、施工体系図及び誓約書【様式10】を県に提出する。</p> <p>(2) ア(イ)に該当する者等を下請負人とした場合</p> <p>保護観察対象者等を3か月以上雇用し、法務省神戸保護観察所長がその実績を証明した保護観察対象者等雇用に関する証明書【様式9】の写し、施工体系図及び誓約書【様式11】を県に提出する。</p>
関係する連絡先	—

8 社会貢献活動等 (10) 建設業暴力追放活動	
加点期間	1年間
点数	6点
要件	<p>建設工事入札参加資格審査等申請時に、建設工事入札参加資格審査申請要領に定める期間（3年間）内に公益財団法人暴力団追放兵庫県民センターが実施する不当要求防止責任者講習会又は兵庫県建設業暴力追放協議会及び同協議会の賛助会員団体が実施する暴力団追放研修会に参加して暴力団による不当な影響の排除に取り組んだこと。</p>
提出書類	必要
確認方法	<p>兵庫県公安委員会の証明する受講修了書の写し又は兵庫県建設業暴力追放協議会の証明する受講修了証の写しを県に提出する。</p>
関係する連絡先	公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター（TEL078-362-8930）

【資格制限・指名停止数値】

1 資格制限	
加点期間	1年間
点 数	-16点
要 件	県の入札参加資格制限を受けたこと。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—

2 指名停止	
加点期間	1年間
点 数	-16点
要 件	県から6か月以上の指名停止措置を受けたこと。
提出書類	不要
確認方法	県において実績を確認し、要件に該当していれば加点となる。
関係する連絡先	—